

情報満載

比布町役場 (代表)	85-2111
総務企画課	85-4801
まちづくり推進室	85-4802
税務住民課	85-4803
保健福祉課	85-4804
地域包括支援センター	85-2112
産業振興課	85-4806
建設課	85-4807
議会事務局	85-4808
農業委員会	85-4809
比布町教育委員会	85-2262
図書館	85-3354
体育館・改善センター	85-2513
保健センター	85-2555
びびたく号	85-4800
グリーンパークびっぴ	85-2383
遊湯びっぴ	85-4700

わが家のアイドル



かたくら ゆいちゃん
片倉 唯ちゃん
祐輔さん・直子さんの長女
(1歳9か月・13区)

歌と踊りが大好きなゆいちゃん。くるみ保育園でもたくさんお友だちができて毎日元気に遊んでいます。最近とてもおしゃべりになってみんなを笑わせてくれます。

みなさんのご家庭のかわいいアイドルをご紹介ください。最近の写真とコメントを添えて、役場総務企画課広報係にお寄せください。写真はカラー・白黒を問わず、Eメールでの投稿もお待ちしております。宛先は裏表紙をご覧ください。

お知らせします 小学生から高校生までの 就学を支援します

町では低所得世帯などを対象に、お子さんの就学を支援しています。
詳しくは、今月号の折り込みをご覧ください。
■問い合わせ■
教育委員会学校教育係

参加者募集のお知らせ 散歩道整備ボランティア

突哨山は、さまざまな野草を楽しむことができ、中でもカタクリの群生は日本最大級ともいわれています。
今シーズンも多くの方が気

持ちよく散策が楽しめるよう、ボランティアを募り、カタクリなどの開花前に散歩道の整備作業を行います。皆さんのご協力をお願いします。
■日時■ 4月27日(土) 午前9時(雪解けの状況で日程を変更する場合があります)
■集合場所■ 村上山公園駐車場

■作業内容■ 笹刈り、枝切り、ごみ拾いなど
■持ち物■ ブラシカッター、のこぎり(お持ちの方のみ)
■服装■ 長靴、軍手など作業のできる服装
■申込締切■ 4月24日(水)
■申し込み・問い合わせ■

役場総務企画課まちづくり 推進室地域政策係



閲覧ができます 林地台帳制度が 4月からスタートします

平成28年5月の森林法一部改正により創設された林地台帳制度が、4月から運用開始となります。林地台帳は、森林の土地の所有者や林地の境

界に関する情報などを市町村が整備し、公表するものです。申請により、林地台帳及び地図の閲覧(所有者情報除く)ができます。
また、所有者または森林経営計画の認定を受けている者は、申し出により、所有者情報を含む情報提供を受けることができます。
なお、林地台帳及び地図は、森林の土地の権利や所有の境界を確定するものではありません。
また、森林の土地の売買などに係る証明資料として用いることはできません。
■問い合わせ■
役場産業振興課林務係

以上のグループで、加工品目と数量をまとめてお申し込みください。
■締切■ 4月8日(月)
■抽選会■ 4月15日(月) 午前9時30分から福祉会館
■問い合わせ・申し込み■
役場産業振興課特産振興係

納税者・代理人 ※縦覧される方は、納税通知書など、本人確認ができるものと印鑑をご持参ください。

代理人の方は、委任状と代理人の印鑑、運転免許証などが必要で、縦覧帳簿には個人情報保護のため、所有者名がありませんので、事前に自己所有の物件や比較したい物件の地番、

家屋番号などをお調べになり、お越しくください。

▼課税台帳の閲覧について
4月から、固定資産の納税者と借地・借家人は納税者の固定資産課税台帳を閲覧できます。閲覧される方は、印鑑と運転免許証など本人確認ができるもの、借地・借家人は、印鑑と契約書など貸借関係を

確認できる書類をお持ちください。

■問い合わせ■
役場税務住民課税務係
申し込みのお知らせ
農産加工室5月利用分
5月1日から31日までの間に、改善センター農産加工室の利用を希望する方は、5人

縦覧対象者■固定資産税の 税務係窓口

■縦覧場所■役場税務住民課
31日(土日祝日を除く)
■縦覧期間■4月1日〜7月1日(土日祝日を除く)
■縦覧対象者■役場税務住民課
税務係窓口

受付は4月から 学生の方は 「学生納付特例制度」



学生本人の前年の所得が一定額以下であれば、市町村の窓口申請し、承認を受けると国民年金保険料の納付が猶予されます。

申請が遅れると「障害基礎年金」などが受けられない場合がありますので、手続きはお早めに。

手続きに必要なもの

- マイナンバーが確認できる書類および本人確認書類
- 申請年度有効の学生証(コピーの場合は両面)または、在学証明書原本
- 印鑑

平成26年4月から免除申請期間が拡大しています。
過去に学生納付特例の申請をお忘れの方は、手続きを!

過去の学生納付を受ける場合、申請期間をご確認ください。
平成31年4月中に申請する場合は、下表を参考にしてください。

【学生納付特例の申請可能期間と前年所得の関係】

年度	学生納付特例の申請可能な期間	審査対象となる前年所得
28年分	平成29年3月	平成27年中所得
29年分	平成29年4月~平成30年3月	平成28年中所得
30年分	平成30年4月~平成31年3月	平成29年中所得
31年分	平成31年4月~平成32年3月	平成30年中所得

平成31年度国民年金保険料

(平成31年4月から)
第1号被保険者 月額 **16,410円**

☆☆ 国民年金保険料は忘れずに納めましょう ☆☆

■問い合わせ■役場税務住民課戸籍年金係
■旭川年金事務所 ☎72-5004または5005 ■*自動音声案内



まちの人口 (2月末現在)

総数	3,744人 (-6)
男	1,766人 (-5)
女	1,978人 (-1)
世帯数	1,834世帯 (-2)

※住民基本台帳登録数
() は対前月増減数

有田	光雄さん	82歳	7区
佐藤	吉夫さん	88歳	11区
小山	繁治さん	84歳	19区
西村	ヨシさん	90歳	(東町)
平野	勝幸さん	78歳	(東町)
菅原	千代恵さん	100歳	(東町)
谷口	武雄さん	85歳	(南町)
坂上	輝義さん	88歳	(寿町)

戸籍のまど (3月15日までの届出)

※了承をいただいた方のみ掲載しています。
◆お悔やみ申し上げます◆
(氏名・享年・行政区)